

茨バス協便り

平成17年10月1日

◎ 平成17年度DPF等導入事業に係る補助金の取扱いについて

茨城県バス協会が行う平成17年度のディーゼル微粒子除去装置導入補助については、18年1月31日までの装着車両が対象となり、本年6月15日～12月28日までの申請受付期限となっております。なお、補助額については、前年同額ですが、装置導入の見積書の写し、及び自動車検査証の写しが必要となります。詳細は、バス協会へご相談下さい。

◎ 平成17年度「環境対策を強化する月間」の実施について

平成14年10月から改正自動車NOX・PM法が施行され、八都県市環境確保条例による車種規制が平成15年10月から、また、16年10月から兵庫県条例による車種規制が施行されるなど、環境問題への対応は、バス事業が直面する最重要課題の一つです。

このため、国が呼びかけている「ディーゼル黒煙キャンペーン」（重点実施期間：6月と10月）と、日本バス協会が主唱する「エコドライブ強化月間」（実施期間：11月）を合わせて10月11月に「環境対策を強化する月間」として各種施策を協力を実施することとなりました。趣旨をご理解の上、運動推進にご協力下さるようお願い申し上げます。

茨城県では、「生活環境の保全等に関する条例」を「公害防止条例」に改正し、10月から施行しており、アイドリングストップの実施や公共交通機関の利用促進を求めています。

◎ 自動車点検整備促進運動の実施について

国土交通省では、自動車の不具合による交通事故や公害の防止のためには、自動車の自己管理責任による自動車の適切な維持管理が不可欠であるとの考えのもと、自動車の保守管理意識を高揚し、適切な点検、整備の実施の推進を図る観点から「自動車点検整備推進運動」を実施し、平成17年10月1日（土）から31日（月）までの1ヶ月を「自動車点検整備促進強化月間」として点検整備の重要性を自動車使用者に対し周知を図ることとしております。本年は、特に「日常点検整備実施の啓発」を重点項目として上げております。

◎ 不正軽油撲滅運動について

不正軽油とは、主に、軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱税行為となるものであります。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。一部業種において、不正軽油が摘発されている例がありますが、当協会は、不正軽油を撲滅することを目的として、茨城県、および関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会に参加し、意見交換、情報交換、広報等の運動を行っております。

◎ ディーゼル車の二段階目運行規制の実施について

今般、埼玉県から、大気汚染の改善を図るため、埼玉県生活環境保全条例により行っているディーゼル車の運行規制について、平成18年4月1日から二段階目の基準の運行規制が行われる旨の通知がありました。これにより、新たに規制の対象となるディーゼル車は知事が指定する粒子状物質減少装置を装着しなければ、埼玉県内および東京都内を走行することが出来なくなりますのでご留意下さい。

◎ 平成17年度茨城県交通安全県民運動の実施について

茨城県交通対策協議会の平成17年度茨城県交通安全県民運動推進要綱において、多発する交通事故の原因は、直接的又は間接的な交通ルール違反や交通マナーの欠如に起因することが少なくなく、特に、当県の運転者は、「合図が遅い」、「信号を守らない」、「横断歩道で止まらない」という交通マナーの悪さを指摘する意見が多く、当バス協会としては「ワン・マナーアップ運動」のうち「合図を早めに出そう」を重点に運動を繰り広げることとしています。

この度、マナーアップ運動中（合図を早めに出そう）である旨のステッカーを警察の協力を得て作成しましたのでバス後面に掲出して下さるようお願いいたします。

◎ 健康管理ハンドブックの活用について

この度、当バス協会は（社）東京都バス協会が作成した健康管理ハンドブック「運転者の健康管理」を入手いたしました。心臓病、糖尿病、睡眠時無呼吸症候群（SAS）、飲酒運転の絶対禁止など運転者として最低限知っておかなければならない事柄や特に気を付けなければならない疾病などについて記載されております。

乗務員の皆様にご覧いただくとともに、各社の乗務員教育等にご活用下さい。

◎ バスの非常口扉内の腐食による不具合について

本年5月に新潟県内において、高速バスの走行中に非常口が突然開放するという事故が発生し、7月にも新潟県内において、同様の事故が再度発生しました。

当該事故の原因は、非常口扉の内部構造が錆により腐食し、ロックが外れたものと判

明しました。このような腐食の発生は、走行環境、使用状況等により異なるものの、他の地域で使用されているバスにおいても発生する可能性が十分考えられることから、今般、国土交通省から、保有車両の非常口扉の点検時には、特に、長期間使用された車両又は車体に錆が発生している車両について、非常口扉の内張を取り外して非常口扉の機能の点検を確実に実施するとともに、内部構造の腐食にも留意するよう通達がありましたので徹底をお願い致します。

◎ ETCによるバスの追突事故について

今年の7月、東名高速において、料金所のETCが正常に受信出来なかったバスにトレーラーが追突し、バスの乗客12名が軽傷を負うという事故が発生したところであります。公団では、20キロ以下の安全な速度で通行することや必要な車間距離の保持をお願いしているが事故が続いているとのことであります。

公団からお願いのあった、注意すべきことは、料金所走行時には無理な車線変更はしない。併走、追い抜きはしない。カードの有効期限切れ、カードを車載機に確実に挿入することなど。また、開閉バーが開かなかった場合は、バックさせないこと等でありませす。ご注意をお願い致します。

◎ タイヤホイールの飛来等による労働災害について

茨城県内において、現在、労働災害による死亡事故が多く発生しており、茨城労働局から特別要請が当協会あて提出されております。

特に、県内の運送事業者が、タイヤからホイールを外す作業中にタイヤが破裂し、飛び出したホイールに頭部を打たれて死亡するという災害が発生しました。

空気の充てん作業等に当たっては、労働安全衛生規則により義務づけられている安全囲い等の使用等「空気充てん等作業の留意事項」を遵守すること、また、圧縮機を用いて自動車タイヤに空気を充てんする作業に従事する者に対して特別教育を行うことなどが安全衛生特別教育規定により義務づけられています。

◎ 車輪脱落事故について

8月に北陸自動車道において、バスの後輪が脱落するという事故が発生しました。運行していたバス会社によると左後輪のボルト8本がすべて折れ、タイヤ2本が外れたというものです。これについては、バンク修理の際にアルミ・ホイールを装着すべきところ、鉄製ホイールに誤って装着したことにより、ナットが締まりきらず、すき間が生じたため、振動でボルトが折れたとみられるとのことであります。

平成16年12月15日、国土交通省から日本バス協会へ通知された「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」の報告書に基づき、取りまとめられた再発防止のための注意事項によると、「Ⅲタイヤ交換等ホイールを取り外して

行う整備時における注意事項」(3) アルミ・ホイールからスチール・ホイール又はスチール・ホイールからアルミ・ホイールに交換する場合には、ホイール・ボルト、ホイール・ナットを専用の物に交換すること。と明記されております。

この種事故再発防止のため、注意事項の再徹底が求められます。